

発行 川越市議会

編集 川越市議会広報紙編集委員会

電話 049-224-8811 (内線3621～3623)



川越まつり会館の内部

平成18年
12月
定例会から

川越市路上喫煙の防止に関する条例を制定

— 川越まつり会館条例の一部を改正する条例などを可決 —

平成18年川越市議会第5回定例会は、11月30日開会され、会期は23日間で、継続審査案件を含め30件の案件を審議したほか、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行い、12月22日閉会いたしました。

【会期日程】

- ▼ 十一月三十日 諸報告。
継続審査報告。平成十七年度決算十三件を認定。提案理由の説明。選挙管理委員会委員及び同補充員選挙。
- ▼ 十二月一日 一〇〇条調査特別委員会開催。
- ▼ 十二月四日 議案質疑。
- ▼ 十二月六日 議会運営委員会開催。
- ▼ 十二月七日 一般質問。
- ▼ 十二月八日 一般質問。
- ▼ 十二月十一日 一般質問。
- ▼ 十二月十二日 一般質問。
議員提案による決議一件を原案可決。
- ▼ 十二月十三日 総務・厚生・建設の三常任委員会開催。
- ▼ 十二月二十二日 委員長報告。請願一件を継続審査。議案十三件を原案可決。議員提案による議案一件を原案可決。同意一件を同意。閉会。



議 案



条 例

▽ 川越市行政組織条例を定めることについて

— 原案可決 —

行政需要の変化、平成十八年度にスタートした第三次川越市総合計画等に的確に対応し、円滑な行政運営を図るため、本条例を制定したものです。

主な内容は、現行の川越市行政組織条例を廃止し、部の組織として、総合政策部、総務部、財政部、市民部、福祉部、保健医療部、環境部、産業観光部、都市計画部及び建設部を、部外組織として、秘書室及び広報室を設置し、これらの組織の分掌事務について規定するものです。



▽ 川越市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する条例を廃止する条例を定めることについて

— 原案可決 —

住民基本台帳法の一部改正に伴い、条例で行っていた閲覧の制限について、法により制限が行われることになったため、平成十七年第四回定例会において、議員提案により制定された本条例を廃止したものです。

▽ 川越市内職あつ旋所条例を廃止する条例を定めることについて — 原案可決 —

川越市内職あつ旋所を廃止するため、本条例を廃止したものです。

▽ 川越市老人医療費の支給に関する条例の廃止等に関する条例を定めることについて — 原案可決 —

新たな高齢者医療制度が創設されることに伴い、老人保健法と相まったものとしての

老人医療費の支給制度は、国の新しい医療制度の中でその制度的整合性を保つことができなくなるため、平成二十一年四月一日に本条例を廃止するとともに、廃止に至るまでの経過措置を図るため、本条例の一部を改正したものです。

改正の主な内容は、平成十九年四月一日以後六十八歳年齢到達による新規受給資格者が発生しないように、対象者を生年月日により限定するものです。

▽ 川越市路上喫煙の防止に関する条例を定めることについて — 原案可決 —

路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、たばこの吸い殻の散乱の防止を図り、もって良好な生活環境の確保に寄与するため、本条例を制定したものです。

主な内容は、市内全域の道路、公園その他の屋外の公共の用に供する場所において、喫煙をしないよう努めなければならぬものとするものです。また、駅周辺及び人通りの多い商店街等から「路上喫煙禁止地区」を指定し、この

地区内の道路等での喫煙を禁止し、違反した者に対して、過料を科せようとするものです。なお、施行は平成十九年四月一日からとし、罰則関係の施行は平成十九年十月一日からとするものです。



平成19年4月1日から路上喫煙が規制されます。

▽ 川越市駐車場条例を廃止する条例を定めることについて — 原案可決 —

駐車場の利便性を図るために短時間の駐車及び夜間利用の可能な駐車場とするため、本条例を廃止するものです。

▽ 川越まつり会館条例の一

部を改正する条例を定めることについて — 原案可決 —

川越まつり会館の観覧料を減額するため、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、川越まつり会館の観覧料を次のように改めるものです。

	現 行	改正後
一般（個人）	500円	300円
一般（団体）	400円	240円
小・中学生（個人）	200円	100円
小・中学生（団体）	160円	80円

▽ 川越市交通災害共済条例及び川越市交通災害共済基金の設置、管理及び処分に

交通災害共済事業を廃止するため、川越市交通災害共済条例及び川越市交通災害共済基金の設置、管理及び処分に

関する条例を廃止するとともに、川越市交通災害共済事業特別会計を廃止するため、川越市特別会計条例の一部を改正したものです。

補正予算

今定例会には、特別会計補正予算一件が提案され、原案どおり可決されました。

これにより、平成十八年度本市予算の総額は、一般会計八百九十億四千七百六万三千円、特別会計八百十九億九千六百七十六万六千円、合計一千七百十億四千三百三十九万九千円となりました。

▽ 平成十八年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）

― 原案可決 ―

歳入歳出予算の総額にそれぞれ七億四千七百十四万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百八十七億三千九百二十五万六千円としたものです。

この補正の主な内容は、保険給付費の増加に伴う追加所要額等を計上したものです。

市道路線の認定

▽ 川越市道路線の認定について ― 原案可決 ―

河川改修に伴い、芳野台二丁目、大字鹿飼地内の一路線の認定を行ったものです。

▽ 川越市道路線の認定について ― 原案可決 ―

都市計画法に基づく開発行為に伴い、大字小堤、大字寺尾、大字下松原、新宿町三丁目、大字大袋新田、大字的地内の十路線の認定を行ったものです。

広域連合

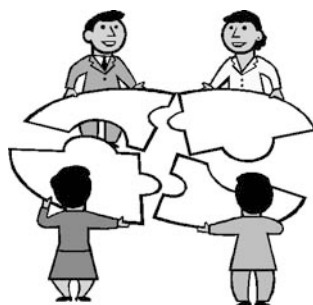
▽ 埼玉県後期高齢者医療広域連合の設立について ― 原案可決 ―

― 原案可決 ―

健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第一項の規定により、同法第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の施行の準備のため、埼玉県後期高齢者医療広域連合を設立することの協議について、議会の議決を求めたものです。

▽ 彩の国さいたま人づくり広域連合規約の変更について ― 原案可決 ―

地方自治法の一部改正に伴い、収入役及び吏員の廃止並びに会計管理者の設置に係る規約変更について協議するため、議会の議決を求めたものです。



人事案件

今定例会第二十三日（十二月二十二日）に、同意一件が上程され、次の方を任命することに同意しました。

▽ 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ― 同意 ―

川越市大字小中居

八百四十五番地二

相馬 實

（敬称略）

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

今定例会第一日（十一月三十日）に選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を執行した結果、次の方々が当選されました。

▽ 川越市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙について

（川越市選挙管理委員会委員）
川越市野田町二丁目

六番地十一

杉本 智子

川越市新宿町三丁目

九番地四

アルス川越六〇一室

石井 功

川越市大字豊田本

千九百九十五番地四

田口 兼太郎

川越市砂新田六丁目

二番地二

藍谷 理恵子

（川越市選挙管理委員会委員補充員）
川越市旭町一丁目

十二番地五十六

新井 忠雄

川越市大字古市場

四百八番地

会議規則

▽ 川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて ― 原案可決 ―

地方自治法の一部改正のうち議会関係が平成十八年十一月二十四日から施行されたことに伴い、会議規則の引用条項を整備したものです。

奥住 宣男

川越市旭町三丁目

二十三番地三十二

山岸 孝

川越市大字南大塚

四百九十六番地

藤倉 哲夫

（敬称略）



請
願

請 願 について

市政等について意見や要望のある方は、請願書を市議会に提出することができます。

市議会に提出された請願書は、定例会（三月、六月、九月、十二月の年四回）会期中に開催される所管の常任委員会で審査され、その後本会議で採択か不採択かの結論を出します。その結果については、請願者（代表者）に通知します。また、採択された請願書については、市長など関係機関に送付されます。

議会の審議に際して、請願者（代表者）の住所、氏名、団体名等が記載された請願文書表を作成し、議員等に配布するほか、一般にも公開され、会議録にも掲載されます。

提出 について

一、件名及び請願の趣旨を書いてください。

内容が福祉、教育、土木など多種類にわたる場合は、審査の都合上、別々の請願書として提出してください。

二、提出年月日、請願者の住所（法人の場合はその所在地及び名称）を記載し、請願者（法人の場合は代表者）が署名または記名してください。

また、請願者が多数の場合は、請願代表者を定め、ほか〇名とし、署名簿をつけてください。

なお、氏名が記名（ゴム印やワープロ等）の場合は、押印が必要となりますので注意してください。

三、請願書は一人以上の紹介議員（川越市議会議員）の署名または記名・押印が必要です。

請願書を提出する前に全ての会派等に対し、その旨の説明をお願いいたします。

四、請願の参考として、必要により意見書の案文や図面等を添付してください。

五、請願書はいつでも受け付けていますが、本市議会では定例会開会后、議案質疑の最終日（開会日から四日前後）までに提出されたものをその定例会で審議します。それ以降提出されたものについては、次の定例会で審議します。

なお、提出される用紙のサイズは、事務処理上なるべくA4判でお願いいたします。

土地区画整理事業区域での総合設計制度適用除外を求める請願書

川越駅西口（第一工区）土地区画整理事業区域において、総合設計制度を利用した地上26階建て超高層マンションが計画されております。総合設計制度を利用して、区域計画との整合等に支障ある建築物が唐突に建築されれば、都市計画としての土地区画整理事業は、否定されてしまいます。川越駅西口土地区画整理事業は、多くの土地所有者から土地を減歩してもらい、多額の市費と年月をかけ、土地所有者などから意見を聞き、一緒にまちづくりを計画し施行されたものであります。土地区画整理事業の精神に鑑み、土地区画整理事業（施工済、施工中、決定済）の区域内では、総合設計制度を適用しないことを、要望致します。

なお、さいたま市総合設計制度許可取扱基準には、都市計画等において定められた高度利用地区、地区計画、区画整理等の区域内では、総合設計制度を適用しないとあります。

川越市におかれましても、市の地域特性を図りつつ総合設計制度を有効活用するため、早急に許可要綱や運用基準を作成し、運用されることが望まれます。具体的運用にあたっては、個別事例ごとの敷地周囲の土地利用状況、地域の特殊性等を総合的に判断し、適正に運用して頂きたいお願い致します。

〈提出された請願書〉

請願第4号 提出者 仲 裕 志 ほか 265名

特別委員会



一〇〇条調査特別委員会

今定例会第一日（十一月三十日）に、これまで六日間にわたり調査を行ってきた市職員の公金横領事件の解明等に関する調査特別委員会の調査の経過と状況について、委員長報告が行われました。

第一回は十月四日に開催され、正副委員長長の互選について行われ委員長に中原秀久議員、副委員長に荻窪一郎議員が選出されました。

第二回は十月十七日に開催され、小暮浩元職員の参考人出席要求の他、説明員に対する質疑や資料要求等が行われました。

第三回は十月十九日に開催され、前回出席要求した小暮浩参考人の欠席報告、また同氏の証人出頭請求の他、説明員に対する質疑や資料要求等が行われました。

第四回は十一月一日に行われ、小暮浩氏への証人尋問、倉内会計事務所の倉内一郎氏及び大仲登氏への参考人質疑の他、説明員に対する質疑や資料要求等が行われました。

第五回は十一月六日に開催され、財団職員への参考人質疑の他、説明員に対する質疑等が行われました。

第六回は十一月十五日に開催され、元財団職員への参考人質疑、調査経費の追加についての議決の他、説明員に対する質疑や資料要求等が行われました。

六回の委員会を通して、現時点として判明した事項について、以下の指摘がされました。

事件の発生原因として、一、経理事務がほぼ一人の職員に任されていた。

二、現金処理にあたり複数チェックが行われていなかった。

三、社会保険料や協会職員への給料支払いが振込みではなく、長い期間現金で支払われており、経理担当者が現金を扱う機会が多くあった。

四、七年間の長期にわたり、担当者が変わることなく一人に任されていた。

五、市の業務と財団の業務が入り込み、あいまいな対応がなされていた。

六、財団の補正予算が無断で組まれ執行されていた。

また、市の対応として、一、事件発生を確認してから、協会、市の組織ともに元職員に対する処分や処遇への対応が速やかになされず、

長期間年次有給休暇や夏季休暇などの取得を放置した。

二、市の元職員の起こした事件にもかかわらず市の初動対応がとられず、庁議や部長会議など組織的な対応が遅れた。



市職員の公金横領事件の解明等に関する調査特別委員会の調査経費の追加についての決議

一原案可決一

市職員の公金横領事件の解明等に関する調査特別委員会の調査経費を166万円追加し、386万円以内とする。

右、決議する。

との内容で、提出者中原秀久議員、賛成者荻窪一郎議員ほか8名の議員により提案されました。

決算特別委員会

▽ 平成十七年度川越市一般会計歳入歳出決算認定についてなど十三決算

一認定一

平成十八年九月一日開会の市議会第四回定例会において、継続審査となっていた平成十七年度川越市一般会計歳入歳出決算認定についてなど十一決算及び、平成十七年度川越市水道事業会計決算認定につ

いて並びに平成十七年度川越市公共下水道事業会計決算認定については、閉会中に付託された委員会、八日間にわたり審査いたしました。今定例会第一日（十一月三十日）にその審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、各決算は認定されました。



地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会は、平成十八年九月一日開会の市議会第四回定例会において、継続審査となっていた付議事件について、三日間にわたり審査いたしました。今定例会第一日（十一月三十日）に、その審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、「継続審査」とすることに決定いたしました。

市政に関する一般質問

1. 小 林 薫 (プロジェクト川越21) 1. 北環状線建設と周辺整備について 2. 市立高等学校の入試について	15. 高 橋 剛 (社会民主党) 1. 市道の舗道整備について 2. ファミリーフレンドリー企業の評価について
2. 倉 嶋 美恵子 (プロジェクト川越21) 1. 新清掃センターと関連事項について 2. 2007年問題について	16. 山 木 綾 子 (民主無所属クラブ) 1. 契約について 2. 資源回収について
3. 片 野 広 隆 (民主無所属クラブ) 1. 川越市の教育行政について	17. 中 村 孝 治 (公明党議員団) 1. 祭りとおこしについて 2. 公の施設の管理・運営について
4. 石 川 隆 二 (公明党議員団) 1. 新宿町北交差点の安全対策について 2. 「放課後子どもプラン」実施に向けた対応について	18. 佐 藤 恵 士 (日本共産党川越市議会議員団) 1. 来年度予算について 2. 小規模工事登録制度の拡充について 3. 市農業振興計画について
5. 牛 窪 多喜男 (無所属) 1. 国の示す「誰でも再チャレンジできる社会の実現にむけて」の川越市民に及ぼす影響について	19. 小ノ澤 哲 也 (公明党議員団) 1. 少子化対策について (パート2) (1) 出産育児一時金の支給方法について (2) 地域による子育て支援の拠点づくりの推進について 2. いじめ問題について
6. 大 野 慶 治 (公明党議員団) 1. 老人福祉センターの建設計画について 2. 業務委託の随意契約について	20. 清 水 京 子 (公明党議員団) 1. 心の教育について 2. 川越市駅と周辺整備について
7. 中 原 秀 久 (プロジェクト川越21) 1. 学校のいじめ問題について	21. 江 田 俊 雄 (公明党議員団) 1. 農業政策について (1) 農政改革関連法との関連について (2) 政府の再チャレンジ支援策との関連について (3) 都市農業について (4) 産地間競争力の強化について (5) 遊休農地について (6) 食育の推進について (7) 農地・水・環境保全対策について (8) 農業集落排水事業について (9) その他
8. 松 井 釜太郎 (啓政会) 1. 新清掃センターについて	22. 神 田 寿 雄 (啓政会) 1. 霞ヶ関地域における諸問題について (1) 道路整備、交通安全対策、防犯対策、ごみの不法投棄対策など
9. 菊 地 実 (市民クラブ) 1. 新清掃センターの建設について 2. 投票率向上と投票所の増設について 3. 白鳥の飛来について	
10. 高 橋 康 博 (市民クラブ) 1. 住民基本台帳ネットワークシステムについて 2. 学校給食について	
11. 若 海 保 (啓政会) 1. 総合体育館及び市民体育館について	
12. 三 上 喜久蔵 (啓政会) 1. 川越市の農業振興策について	
13. 関 口 勇 (啓政会) 1. 市立小、中学校の学校給食費滞納問題について	
14. 小野澤 康 弘 (啓政会) 1. 観光客1千万人達成のための観光政策について 2. 教育に関する諸問題について	

市議会

豆知識



Q 市議会とは何をする所ですか？

A 「明るく住みよい川越」これは川越市民みなさんの共通した願いです。そのためには市民のみなさんで話し合い、市民のための仕事を実行していくことが理想です。しかし、川越市民全員が集まり、話し合って決めることは不可能です。

そこで、市民の代表者として市議会議員を選挙によって選びます。

平成十九年は統一地方選挙の年であり、四月二十二日に選挙が行われ、本市市議会議員も改選されます。

市民から直接選挙で選ばれる市議会議員は、四年の任期中市民の代表者として市政に関わる重要な案件（地方自治法第九十六条、方針などを、話し合いによって決めていきます。これが市議会です。

市議会からのお知らせ

本会議・委員会会議録の

閲覧ができます

平成十八年十二月定例会の会議録は三月上旬頃から次の場所で閲覧できます。

- ・市役所東庁舎一階情報公開窓口
- ・市立の各図書館
- ・市内各出張所

なお、インターネットによる閲覧と検索は、四月上旬公開予定です。

また、川越市議会のホームページには、議員名簿、市議会だより（PDF版）、議会情報等も掲載しております。議会情報については一般質問通告一覧、議決結果、定例市議会日程、閉会中の委員会日程等を掲載しております。

市議会だよりのホームページ掲載には、発行から一～二週間程度期間を要します。

[川越市公式ホームページ]

(<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>)

[川越市議会ホームページ]



市の事業を実際に行う権限は市長にあります。これに対し、議会は市政の基本的、重要な方針の決定（意思決定）や議案などの審議を通して、市長がその事業を行ってよいか否かの決定また、実際に議会の決定に沿って事業が行われているかの監視などをする機関です。

このような役割から、市長は執行機関、議会は議決機関（意思決定機関）と呼ばれそれぞれ独自の権限を持ち、対等の立場に立って均衡を保ちながら、あかかも車の両輪のように市政運営にあたっています。

Q 市議会議員の定数は決まっているのですか？

A 市議会の議員の定数は、地方自治法第九十一条に人口の規模別に上限数が規定されており、その範囲内において条例で定めるとされています。

川越市の場合、自治法の上限数は四十六人ですが、川越市議会議員定数条例により、議員の定数は四十人となっています。



議場コンサート

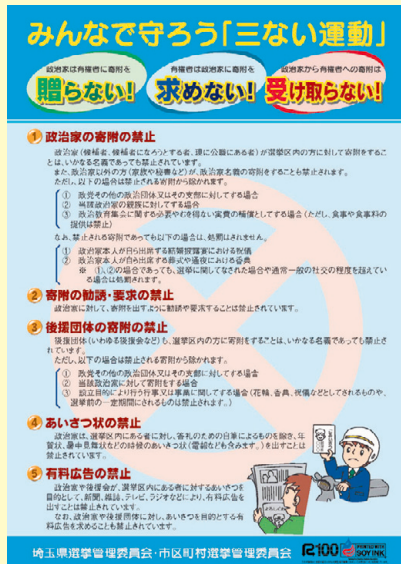
議場コンサート



今定例会において、本会議の開会前に議場コンサートを開催しました。今回は、教育施設での演奏指導やボランティアコンサートへの出演等、様々な演奏活動を行っている

クワイアチャイムサークルのコーダル・チャイムにより、女性十二名での「コーダル・チャイム」ほか七曲の演奏が行われました。

議員の寄附禁止を啓発したリーフレット



平成十九年四月二十二日（日）に市議会議員選挙が行われます。
公職選挙法により議員の寄附行為は禁止されており、市民の皆様方のご理解、ご協力の程をよろしくお願い致します。

市議会からお願い

(埼玉県選挙管理委員会・市区町村選挙管理委員会 作成)

[埼玉県選挙管理委員会ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/senkan/>]



編集委員会

委員長 高橋 康博
副委員長 大野 慶治
委員 片野 広
委員 川口 知子
委員 吉田 光雄
委員 小林 薫
委員 江田 肇

議員による編集委員会がスタートしました。文字を大きくしたり、レイアウトを変えたりと、手さぐりの作業の結果の新生第一号です。まだまだ改善点のあることは編集委員一同自覚しています。編集指針の作成にも着手して、より親しみやすい紙面づくりを心掛けていきますので、よろしくお願い致します。

編集後記